

中央会の主な事業等活動予定（5月）

平成30年4月11日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中央会			
5/16	水	監事会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉県中小企業団体中央会 会議室	総務部 ☎043・306・3281
5/30	水	平成30年度 第1回正副会長会議 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
5/30	水	平成30年度 第1回理事会 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
■ 団体等運営支援事業			
5/7	月	千葉県官公需適格組合受注促進協議会 平成30年度 第1回役員会	商業連携支援部 ☎043・306・3284
5/8	火	千葉県異業種交流融合化協議会 第26回 通常総会	工業連携支援部 ☎043・306・2427
5/18	金	千葉県商店街連合会 第46回 通常総会	商業連携支援部
5/18	金	千葉県商店街振興組合連合会 第35回 通常総会	商業連携支援部



千葉県中小企業団体中央会 第62回 通常総会 開催のお知らせ

平成30年6月22日（金）15:30～（予定）
会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5

会員の皆さまが一堂に会し、本会の平成29年度事業の成果をご確認いただきますとともに、厳しい環境下での新たな事業展開の方向性をお決めいただく貴重な機会です。

われわれは、中小企業組合運動の歩みを決して緩めることなく、多様な組織化によって更なる飛躍を目指します。時節柄何かとご多用のことは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで（Tel. 043-306-3281）

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成29年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	臼井ショッピングセンター協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	鳥羽敏彦	住所	千葉県佐倉市王子台 1-23
	設立	昭和 59 年 3 月	業種	小売業
	組合員	13人		
テーマ	IT、SNSの活用による販売促進			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel 043-306-3284)			
専門家	株式会社スプラム 代表取締役 竹内幸次 (中小企業診断士)			

大きく変わる小売経営環境

当ショッピングセンターがスタートして30年以上が経過していますが、当地に限らないことですが、地域住民の高齢化が進み、同時に組合員小売業の経営者年齢も徐々に上がってきています。ショッピングセンターとしてのホームページはあるものの、一部の会員を除いて情報更新はなく、新規顧客の獲得にホームページが生かされていない状況が続いています。

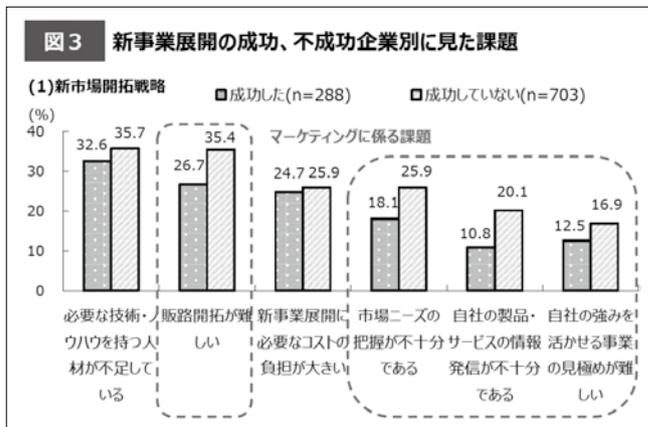
また、世界的に進む第4次産業革命（IOT、ビッグデータ、AI、ロボット）の中にあつて、小売業の経営も大きく変わろうとしています。単にネット通販サイトの普及のみならず、新規顧客を得るためのチラシ等の手法の変化、顧客を囲い込むためのポイント制度のデジタル化等、まさに小売業の「稼ぎ方改革」が進んでいるのです。

情報発信力が大切な時代に

毎年春に発行される中小企業白書の2017年版では新事業展開（新市場開拓戦略もしくは新製品開発戦略）の成功と不成功の違いがレ

ポートされました。

それによると、成功と不成功の差を生む要因は「マーケティング」であることが整理されています。具体的には、図にあるように「販路開拓」や「市場ニーズの把握」「情報発信」がとくに成功と不成功を分けるのです。



ITとSNSを活用したい

臼井ショッピングセンター協同組合では定期的に勉強会方式で今後のショッピングセンターや小売店の経営にプラスになるITやS

NSのことを実践的に学びました。主な事項を説明します。

グーグルトレンド

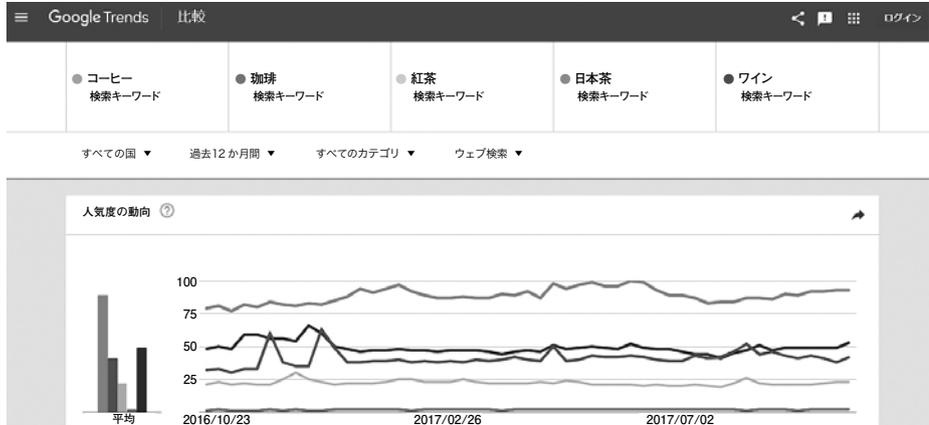
世界中の人が毎日検索で使うのがGoogleです。検索＝情報へのニーズですから、Googleにはどのようなキーワードが、どの国で、どのような趨勢で欲せられているのかの情報が集まっています。

その世界のニーズ情報を見ることができるサイトが「Googleトレンド (https://trends.google.co.jp)」です。以下の例示は経営者が今後の重点事業を定める際に、コーヒーがよいのか、それとも紅茶がよいのかを考えている際のイメージです。「コーヒー」の検索数は過去1年間で増加していることが分かります。また、「珈琲」という文字よりも「コーヒー」という文字の検索数が約2倍あることが分かります。さらに、「コーヒー」検索をもつとした地域(都市)が分かります。これにはびっくりです。

このように、Googleトレンドはネット検索の趨勢から、市場ニーズを把握することができるのです。

人工知能を使ったHP

近年のホームページはCMS (Contents Management System) と言われるログインタイプのもものが主流です。また、URL (アドレス) はhttpではなく、httpsと



いう安全性が高いアドレスが主流です。さらにパソコンでもスマホでも画面サイズに応じて最適なレイアウトに自動的に変換されるレスポンシブルウェブデザインが一般的です。これらは、「ワードプレス (<https://ja.wordpress.org/>)」や「ジンドゥー (<https://jp.jindo.com/>)」で簡単に実装することが可能になりました。



また、2017年はAI (Artificial Intelligence = 人工知能) を使った「チャットボット」という機能が普及し始めています。例えば横浜市役所の資源循環局では、ホームページの右下に人工知能を使ったチャット画面を設置しています。「ペットボトル」と入力すると、AIが自動的にチャット (会話) 文を返してきます。

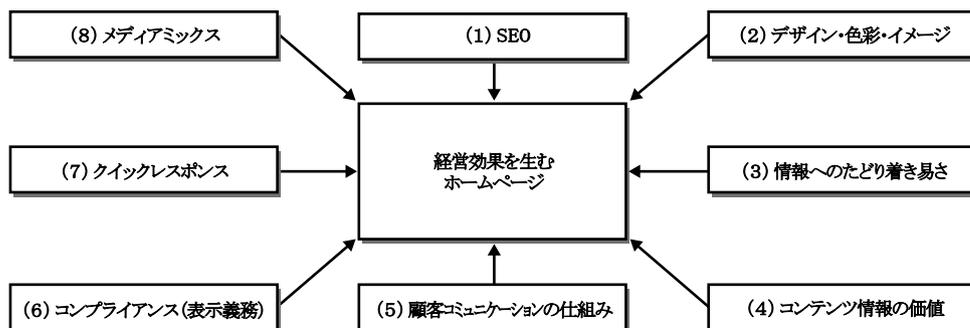
人手が少ない中小企業はこのようなチャットの仕組みを付けることも有効です。



ホームページの役割

ホームページやブログ、各種SNS等、どれも有効な情報発信ツールですが、最近の傾向として簡単に投稿できて、レスポンスも楽しいSNSの活用が多くなっています。しかし、企業がビジネスとして、情報発信する際には、や

はりホームページがもっとも重要です。ここでは経営効果を生むホームページのあり方を整理してみましよう。



(竹内 幸次)

テーマ

後継者の育成／技術・技能の継承／人材確保・育成

出前講座による高校生のもつくり人材確保と人材育成

千葉県鉄筋業協同組合

出前講座はさらに地域を拡大して展開するとともに、鉄筋業以外の建設業との連携により、生徒の進路の選択肢が増えることで、建設業全体の活性化に繋がることが期待される。

背景と目的

建設業界においては、競争激化等によって経営環境が厳しさを増していることに加えて、社会保険未加入による雇用環境の悪化等から若年労働者の入職率も低下している状況にあり、また労働者の高齢化が進み、人材が不足している。当組合においても同様で、特に若年層の人材が不足している状況にある。

事業・活動の内容と手法

当組合では、高校生向けに「企業技術者による鉄筋組立講習会」（出前講座）を実施し、人材確保及

び人材育成を行っている。この出前講座では、企業技術者の指導により、施工現場における専門的、実践的な技能・技術の習得並びに鉄筋業界への理解を深め、職業観・勤労観、主体的な職業選択能力の育成を図ることを狙いとしている。

具体的な進め方は、①鉄筋工事の歴史や鉄筋組立までの手順、鉄筋工事現場風景等を30分ほど生徒及び先生に対し紹介、説明をする。②40名ほどの生徒を6グループに編成し、グループごとに講師及び講師補佐が加わり、生徒による鉄筋組立を開始する。講師は段取り、手順を指導するが、作業は全て生徒が行い、2時間程度で組立を完成させる。卒業生が講師補佐として加わることもある。③実施内容が2級鉄筋組立技能士試験の課題であるため、それに従って検査員が完成検査を行い、点数をつけるとともに講評を行う。④講師陣による組立てのデモンストレー

ションを行い、生徒が2時間要した組立を14～15分で完成させ、プロの技術・技能を披露、鉄筋業界をアピールする。⑤生徒にアンケートを実施し、次の出前講座に活かすとともに、入職に繋がるようにしている。平成21年に千葉県立東総工業高等学校で開始し、平成23年からは、千葉県立京葉工業高等学校でも実施している。

成果

出前講座の受講生が入職する場合は一定の理解があるため、定着しやすい傾向がある。また、卒業生を育成することにより、高校生にとって就職後のイメージや親近感を覚えてもらうことが大切と考えており、出前講座に卒業生を活用することができるように入材育成も持続的に実施していくことで、雇用上好循環を構築したいと考えている。

実施においてはこれまでに気温

が30度を超える真夏日もあったが、1人も落伍者を出さずに行った。



▲グループごとに生徒による鉄筋組立の実践

千葉県鉄筋業協同組合

住所：〒290-0056

千葉県市原市五井8824

(株)ダイニッセイ内

設立：昭和50年7月

出資金：1,000千円

電話：0436-25-7754

URL：<http://www.zentekkin.or.jp/list/chiba.html>

業種：鉄筋工事業

組合員：13人

組合 Q & A

支店の組合員資格について

Q Ⅱ 小売業を営む者で組合の地区内に支店があつて、当該支店は従業員50人以下である。地区外の本店は従業員50人以上で、しかも資本金が5,000万円を超えている場合、この支店は組合員資格に疑義があるか。疑義があるとすれば公正取引委員会に届け出る必要があるか。また、その場合の手法は。

〔A〕 組合員資格に関する使用従業員の数は、本支店合わせたものとされているから、ご質問の場合明らかに50人を超え、しかも資本金が5,000万円を超えているので、公正取引委員会への届出が必要である。

ただし、組合員たる資格は従業員数、資本の額又は出資の総額が絶対的要件でなくその事業者の資本力、市場支配力、組合の内容等諸般の実情を勘案して判断すべきである。なお、当面その判定は組合自体が行うことになる。

なお、公正取引委員会への届出

の様式及び内容については、「中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出に関する規則」(昭和39年2月7日公正取引委員会規則第1号)に具体的に定められている。

定款記載事業を実施しない場合の処理について

定款に、第7条 本組合は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。(1) 組合員の取扱品の共同購買、共同保管及び共同運送、(2) 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む)及び組合員のためにするその借入、(3) 〇〇金庫、△△公庫、××銀行、□□信用協同組合に対する組合員の債務の保証

第41条 総会においては、法又はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。(1) 借入金額の最高限度、(2) 1組合員に対する貸付け(手形の割引を含む)又は1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度と規定している協同組合が、

Q Ⅱ 定款第7条第2号及び第3号の事業は当分の間実施しないこととして、総会に対し定款第42条

第2号の議決の審議を求めず、総会に出席した組合員もこれに関する議決を要求しなかったために、総会がこれに関する一切の議決をせずに終了したときには、理事は職務懈怠の責を負うべきか。

Q 2 定款に記載してある事業を一定期間実施しないときは、必ず総会に限り定款の一部を改正して、その該当条項は削除しなければならぬか。

〔A 1〕 ある事業年度において組合が行おうとする事業については、事業計画書及び収支予算書に記載され、総会の議決を経なければならぬことになっている(中協法第51条第1号第3号)ので、この議決を経ない事業は、定款に記載されていても、当該事業年度においては、実施しないことになる。したがって、設問の事業資金の借入及び貸付事業については、その組合が当該事業年度においてこれを実施しないため、事業計画書及び収支予算書に記載しないのであれば、借入金額の最高限度、1組合員に対する貸付金額の最高限度等に関する議決を行わなかったとしても、理事の職務懈怠であると指摘する程の問題ではないと解する。

〔A 2〕 その事業の実施が、翌事業年度ないし近い将来において再開される見込みがある場合には、特に定款を改正して、当該条項を削除する必要はない。

〔中小企業組合質疑応答集(全国中小企業団体中央会編)より転載〕

組合士検定にチャレンジ!!

○記述問題からの出題○

〔問〕 総会における議決権及び選挙権の行使について述べよ。

〔解答〕 組合員は、総会において各自1個の議決権・選挙権を有する。あらかじめ通知のあった事項については、定款の定めにより書面又は代理人による議決権・選挙権の行使が認められている。議長は議決権の行使が停止されるが、可否同数のときの決定権が与えられている。

テーマ 高級ハイヤーを使った少人数向けユニバーサルツーリズム事業の展開

観光バスビジネスネット協同組合 組合員企業

東関交通株式会社

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の策定支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

計画申請のいきさつは？

当社は、昭和60年12月に設立しました。事業内容は、貸切バス事業、タクシー事業、旅行事業などです。現在、事業所が成田空港に近いことから貸切バス事業は、インバウンド（外国人客）の依頼が多くきています。また平成25年1月より婚活バスツアー（恋するバスコン）を開始し、現在、年間200件以上の旅行を企画し、催行しており、おもてなしを重視することで多くの方々に喜んで貰い、カップルも誕生しています。タクシー事業は、成田空港、成田駅等を中心にしており、成田に訪れる多くの観光客や市民を運ぶ役割を果たしています。

この度、顧客ニーズに対応し、新たな市場を獲得し、自社への経営力向上を図るため、経営革新計画申請に取組みました。

テーマは？

1. テーマ

『高級ハイヤーを使った少人数向けユニバー

サルツーリズム事業の展開』

2. 計画期間

▽平成28年7月～平成32年3月（4年計画）

新たな取り組みの特徴は？

●現在の課題

平成27年の訪日外国人客数は1,974万人に達し、前年比47%の増加です。インバウンドは重要な市場であるが、近年、リピーターが増えるに従い海外旅行目的も多岐に渡るようになり、不特定多数を対象としたツアーに満足できず団体からグループ、個人の旅行へと変化しています。国内でも、少人数でゆとりのある旅行を求めるニーズは増えています。一例として、介護が必要な人や病気を患っている人、高齢者等が家族や近しい人達だけで行くゆとりある旅行を求めています。また、少人数で密度の高い婚活ツアーを行いたいというニーズは、当社が行う婚活バスツアー（恋するバスコン）の参加者等の中で少人数でのツアーを希望される方々もおります。これらの顧客に共通する希

望は、人間関係の密着度の高さであります。少人数のプライベート空間であることに加えて、ゆとりや居心地の良さ、高級感を求める傾向が強いものと思われます。このような顧客層は貸切バスを利用することも可能だが、貸切バスは密着度が低くなりがちであり、利用価格が高くなっています。

●新たな取り組みの特徴

そこで、当社は、高級志向の少人数グループや訪日外国人客の中の富裕層を対象に、成田市を営業エリアとする会社として、ユニバーサルツーリズム事業を展開します。

①人数に対応するため7人乗りの高級ワンボックスカーをハイヤーとして導入します。これにより、人間関係の密着度を保ちつつ、乗り心地の良さと静寂性により、ゆとりのある空間で旅行を楽しんでもらうことができます。また、要望に応じて車内で軽食や飲み物、アルコール類を提供します。

②導入車両には、ユニバーサルデザイン（UD）対応として高齢者が利用しやすい車両も導入して行きます。これにより、成田近隣の病院や介護施設と提携し、さらに訪問看護業者と提携することで、看護師が同乗するオプションを用意して行きます。

③送迎方法としてドアトゥドアを基本とします、家族客であれば自宅の玄関まで送迎し、観光客であればホテルや空港への送迎を行います。

④今までの旅行業務で蓄積したノウハウを基に近隣の観光・ショッピング施設、食事処、体験学習先等についてデータベースを構築した上で、成田近隣のおもてなしプランを提案します。

⑤乗務員の語学対応力を補助するため多言語音声翻訳ソフトを導入します。将来的には、乗務員の語学力を高めて、訪日外国人客と直接英語等でコミュニケーションを取れるようにする予定です。そのために、成田市内のホテルや航空会社等で接客サービスを行ってきた経験を持っている人材を積極的に採用する予定です。

今後の事業展開は？

本取組みは、今後益々高まるであろう個別旅行ニーズに合致しているものです。将来的には、東京オリンピックに向けて成田の魅力発信にも役立つと考えております。さらに高齢者の看取りニーズとも合致します。また、婚活バスツアーのノウハウも活かして、婚活バスツアーと少人数でのツアーとの相乗効果も期待できます。

この事業を行うハイヤー事業は、認可事業であり、参入障壁が高く、サービスの充実を高めれば売上拡大が見込めます。

さらに将来的には、高齢者のデータベース化により災害時に病院や介護施設、非難所等を結ぶ地域の足として、また病気を患っている人や介護が必要な人が高齢者向けの“看護師が

同乗した交通手段”として活用することも視野に入りたいと思っています。

社長さんの一言

今回の取り組みは一つのハードに対し複数のサービスを提供することにより、車両の稼働率を上げる事も目的でした。

海外からの需要に関しては比較的反応があるものの、日本の認可運賃では理解されない事も多いです。

それでも利用していただけるようサービス面、安全面をアピールしていきたいと思えます。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します。☎0433063282



企業プロフィール

- 【団体名】 観光バスビジネスネット（協）
- 【企業名】 東関東通株式会社
- 【代表者】 浅川 範仁
- 【所在地】 成田市吉岡1049-26
- 【電話番号】 0476-73-6630
- 【従業員数】 40名
- 【業種】 一般貸切旅客運送業
- 【URL】 <http://tokan-kotsu.com>
- 【承認年月日】 平成28年7月29日
- 【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成30年3月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は8から5に減少。「減少した」業種は3から4に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から17に増加。「減少した」業種は14から6に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は6のまま変化なし。「悪化した」業種は10から9に減少。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は7から4に減少。「減少した」業種は5から6に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は5から6に増加。「減少した」業種は11から9に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は7から8に増加。「悪化した」業種は15から11に減少。

製造業

酒類製造

前年比とほぼ同様の売上となっている。

【県内全域】

製材

前月に続き、一部商品だけの値上げがあったが、全体的には変化はない。

【県内全域】

製材

ロシア船一隻入港。米材船も一隻入港。保管数量は若干増加した。

【木更津】

印刷

業界の変化について、板紙の出荷量が毎年3%ずつ減少している。

【県内全域】

電気鍍金

年度末の在庫調整のため、中旬に来て動きが悪くなっている。

【県内全域】

鉄工

各社動向に特段の変化は見られず、景況感は横這い推移している。

【千葉】

また、人手不足感は一層増しており生産活動に少なからず影響が出ている。原材料高による収益圧迫も続いており先行きの不透明感は強い。

機械部品製造

先月に引き続き、売上は好調である。

【野田】

機械部品製造

3月の決算期に入り、調整も含

【流山】

め売上は、微増しているようである。ガソリンの価格が上昇しており、コストが増えている。

機械部品製造

前月に引き続き短納期(特注)対応が続いている。

【柏】

金属製品製造

業界自体は先々も高レベルの生産計画が見込まれるが、人手不足等様々な問題があり、対応が困難な状況にある。

【船橋】

採石

平成29年度は横浜港、東京港及び川崎港の整備に伴い、石材類の需要が見込まれたが、30年度は将来計画の立案・設計期間のところで重要

【県内全域】

は限られ、期待していたオリンピック需要も期待されたほどではなく、厳しい状況になると思われる。

土砂採取

東京五輪関係の工事需要が出てきているところもあるが、地域による偏在が昨年秋より顕著になってくる。

【県内全域】

非製造業

総合卸売

【日用品・生活用紙類卸】気温の上昇時期が早くなり、「花粉対策用マスク」、洗剤、柔軟仕上げ剤等の出

【千葉県・東京都】

荷が例年より早く始まる。従業員の人手不足は続いており、パート時給を上げざるを得ない状況である。

【建築材料卸売】

【県内全域】

千葉にはオリンピック需要恩恵はないが、東京に展開している企業も多く収益は悪くない。然し千葉のみ展開企業は低迷している。来年度千葉中央・西部地区では前年度より1割以上仕事量増加するが千葉南部・東部地区は期待できない。総じて横這い。

【自動車解体】

【県内全域】

鉄スクラップは一時下落の気配があったが、持ち直した。年度末を迎え、やや忙しさはある。

【乾物卸売】

【県内全域】

多少上向き傾向にある。

【卸売】

【茂原】

景況の変化について、気候も日に日に暖かさを増すにつれ、消費の向上に期待がありますが、人々の動きは鈍いように感じられます。早く景気が良くなつてほしいものである。

【小売】

【柏】

物販は厳しい状況にある。

【電気機器小売】

【県内全域】

2月、3月は最悪の販売です。政府、マスコミの発表のように、

景況が好転しているなどと、とても思えない。修理、相談の電話さえ極端に減少している。

【青果小売】

【千葉】

3月は4か月ぶりに入荷量が増え、販売価格が下がりがつつある。イベント等も多い月であり、春野菜の動きもよくなってきた。果物ギフト動きもよくなっている。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

中古自動車の流通台数が、3月になって更に増えている。

【小売】

【東金】

ファッション関連品は、春物が少しずつ動いている。日用品関連は単価の減少傾向が続いている。食品関係は、野菜類は高値が続いている。他の食品は動きが出ている感がある。飲食関係は、客数の微減傾向が続いている。

【小売】

【野田】

新入学や就職の関連商品の売上は伸びたが、総売上は横ばいだつた。特に、高額商品の売れ行きが低迷している。

【青果小売】

【松戸】

景気は悪化している。野菜、果物の品薄は解消しつつあるが、まだ値段は高めであるため、客足に影響しているようである。

【小売・サービス】

【柏】

一週目は天候もよくヒトの出も順調でしたが、二週目から雨が多く一気に悪くなった。

【自動車一般整備】

【県内全域】

車検の入庫台数は1年の中でピークを迎えるが、中小企業の売上高ベースでは、前年比数パーセントの落ち込みが予想される。

【建設揚重】

【県内全域】

稼働率の上昇で一部に供給不足が出ている。

【遊覧船】

【鴨川】

昨秋より、荒天が多い。

【一般廃棄物処理】

【千葉】

繁忙期の為、前月よりも良い結果となりましたが、前年同月と同様の結果になりました。

【学習塾】

【県内全域】

春期講習が始まり、新入塾生の獲得の時期である。

【土木建築サービス】

【県内全域】

内閣府の東京・名古屋証券取引所上場企業2、619社への調査では、1%程度とされる潜在成長率をやや上回る安定成長が続くと予測（人工知能やロボットなどの省力化投資が進む）されており、昨年10～12月期の実質GDPも年率1.6%増に上方修正された。し

かしながら、海外経済では、米国の利上げテンポの上昇と景気減速リスクから株安・円高にあり、トランプ大統領の鉄鋼・アルミの輸入制限発動には世界的な貿易戦争への発展が懸念されている。また、国内景気についても、1～3月期GDPは寒さやコスト高が消費の逆風となり、前期比年率0.7%増にとどまり（民間エコノミスト予測）、2月の街角景気も3カ月連続で悪化するなど、景気の勢いが鈍るとの見方も出てきている。

組合員による3月14日までの県内公共工事の落札結果は、60件1,636百万円となった。前年同時期比では、△40件、△3,492百万円の減少となっている。4月～3月の累計では2,406件89,505百万円の落札額となり、前年同時期比で△22,033百万円の減少となっている。

これから年度末にかけて輸送量が増えてくるが益々ドライバー不足が深刻である。

【貨物運送】

【野田】

3月の売上は前月比が変わらず、前年同月比は減少であった。

【輸出入】

【県内全域】

3月の売上は前月比が変わらず、前年同月比は減少であった。

総会開催手続きのチェックリスト

～届出書類の作成及び提出をお忘れなく～

総会開催までの手続きの流れをご確認下さい。
各種届出等の書類の様式は本会ホームページからもダウンロードできますのでぜひご活用下さい。

☑	確認事項
☐	<p>①出資金の変更登記（法務局）は期限内に行っていますか？ 出資口数及び出資金総額の増減があれば、事業年度末日現在により、事業年度終了の日（3月末決算の場合、3月31日）から4週間以内に変更登記が必要です。 登記を怠りますと、登記懈怠として過料が課せられますので、十分ご注意ください。</p>
☐	<p>②「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」や事業報告書、監査報告書は法令や定款に従った記載内容となっていますか？ 決算関係書類や事業報告書、監査報告書の作成にあたっては、省令規定に基づいて「記載しなければならない科目及び項目」にご注意下さい。</p>
☐	<p>③理事会の招集手続きを法令、定款の規定に従って行っていますか？ 招集手続きについては、会日の1週間前（定款で短縮可）までに日程等を通知する必要があります。ただし、理事全員の同意があれば、招集手続きは省略できます。</p>
☐	<p>④「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」は、監事の監査を受け、理事会の承認を受けましたか？ 監事は、「決算関係書類」の監査方法・内容等を記した監査報告書を作成し、理事に対し「決算関係書類」を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告の内容を通知しなければならない。 ただし、監査が済み次第（4週間以内に）、監事が監査報告を通知することは可能。</p>
☐	<p>⑤「決算関係書類」および「事業報告書」は、通常総会の2週間前までに事務所へ備え置きましたか？</p>
☐	<p>⑥総会招集の手続きや議決は、法令、定款の規定に従って行っていますか？ 経費の賦課及び徴収方法、（定款で定めた場合は）借入金残高の最高限度額などは変更がなくても毎年議決しなければなりません。 なお、招集手続きについては、通常総会の会日の10日前（定款で短縮可）までに組合員に通知する必要があります。議案の他、開催日時・場所等会議の目的事項を示し、理事会の承認を受けた「決算関係書類」・「事業報告書」及び「監査報告書」を添付し、組合員に提供しなければなりません。ただし、組合員全員の同意があれば、招集手続きは省略できます。その場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も組合員に提供する必要はありません。</p>
☐	<p>⑦剰余金が出た場合、法令や定款に基づき必要な積み立てや繰り越しを行っていますか？ 利益準備金、特別積立金、教育情報費用繰越金（教育情報事業を行う組合）などがあります。</p>
☐	<p>⑧総会議事録及び理事会議事録は、法令や定款の規定に従った記載内容となっていますか？ 議事録に「出席した理事の氏名及び監事の氏名」、「議長の名」などを記載して下さい。</p>
☐	<p>⑨総会終了後、決算関係書類や役員変更届（所管行政庁）、代表理事の変更の登記（法務局）は、期限内に行っていますか？ 通常総会の終了後2週間以内に、議事録を添付した決算関係書類（役員変更届、定款変更認可申請については変更があった場合）を行政庁へ提出しなければなりません。 なお、理事長が重任した場合でも変更の日から2週間以内に変更登記が必要です。登記を怠りますと、登記懈怠として過料が課せられますので、十分ご注意ください。</p>

◎詳しくは、本会設立支援部（043-306-3285）又は各組合担当者までご相談下さい。

法に基づく届出・登記チェックリスト

～届出書類の作成及び提出をお忘れなく～

下記表を届出書類関係のチェックリストとしてお使いいただき、提出書類に漏れないかどうかご確認ください。
 なお、決算関係書類、役員変更届は、総会議事録を添付して（役員改選がある場合は理事会議事録も）、本会へ2部ご提出下さい
 （※定款変更のある場合は3部）。

対象組合	提出先	<input checked="" type="checkbox"/>	提出及び申請
全組合	税務署・千葉県 各市町村	<input type="checkbox"/>	税務申告 ・決算関係書類等
	所管行政庁	<input type="checkbox"/>	決算関係書類 ・総会議事録を添付（謄本でよい）
出資変更 がある組合	法務局	<input type="checkbox"/>	出資の変更登記 ・監事の証明書 ・委任状（代理の場合）
役員改選 がある組合	法務局	<input type="checkbox"/>	代表理事変更登記（重任の場合も必要） ・定款謄本 ・総会議事録 ・理事会議事録 ・委任状（代理の場合） ・印鑑（改印）届（重任の場合は不要） ・代表理事個人の印鑑証明書 （重任の場合は不要）
	所管行政庁	<input type="checkbox"/>	役員変更届（変更があった場合のみ） ・変更した事項を記載した書類 （新旧対照の役員名簿） ・変更の年月日及び理由を記載し た書面 ・選任された総会並びに理事会 議事録を添付
定款変更 がある組合	所管行政庁	<input type="checkbox"/>	定款変更認可申請 ・変更理由書 ・変更しようとする箇所を記載 した書面（新旧対照表） ・議決した総会議事録を添付
	法務局	<input type="checkbox"/>	定款変更登記申請 ・変更箇所により異なりますの で、詳しくはお問合せ下さい。

決算関係書類について

組合は、通常総会で審議する以下の書類を作成して下さい。

- 事業報告書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分案又は損失処理案（※）
- 事業計画書
- 収支予算書

（注） 必要があれば、下記書類も作成して下さい。

- 製造原価報告書
- 費用配賦表
- 脱退者持分払戻計算書
- 資金計画書

※詳しくは、組合運営講習会や巡回の際にお配りしております「法に基づく届出・登記（決算書の提出、役員変更届、定款変更及び変更登記の事務手続き）」の冊子をご覧頂くか、又は、中央会の組合担当者までお問い合わせ下さい。

（※）剰余金処分は適正ですか？

法定利益準備金	当期純利益金額が少額であっても、定款で定める額に達するまでは定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の10分の1以上を積み立てなければならない。
教育情報費用繰越金	組合員の事業に関する教育情報提供事業のために積み立てる繰越金（20分の1以上）で、教育情報事業の実施に際して取り崩して使用する。出資商工組合、企業組合、協業組合は教育情報費用繰越金の処分はない。
特別積立金	定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の10分の1以上を損失のてん補に充てるために積み立てる。定款規定が、出資額に相当する金額を超える部分について総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てる旨定めている場合は、支出目的に従い、取り崩して使用することが出来る。
出資配当利用分量配当	損失をてん補し、準備金及び繰越金を控除した後でなければ配当をしてはならない。
損失処理	定款に損失金のてん補のための取崩しの順序に従い取崩しを行う

◎詳しくは、本会設立支援部（043-306-3285）又は各組合担当者までご相談下さい。

平成29年度 設立認可組合等

多種多様な業種・業態の組合等を会員としていることが中央会の特徴でもあります。

昨年度に本会が設立支援し、認可されたのは次の19組合等（事業協同組合16組合、企業組合3組合）です。それぞれの特徴を最大限に発揮すべく、県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します。

（敬称略・順不同）

No.	名 称	所在地	業 種	事 業	組合員数	出資金 (万円)
1	KEIYOマテリアル(協)	木更津市	建材販売・卸・リース	共同購買、共同受注、共同宣伝	5	120
2	関東ロジスティクス(協)	松戸市	無店舗小売業	共同購買、共同宣伝	4	100
3	千葉ネクステージ(協)	富里市	異業種	共同購買、共同発注	6	120
4	東総建工(協)	香取市	建設業	共同購買、共同受注	4	200
5	Sincerity Themis(協)	習志野市	建設業	共同購買、共同受注	4	120
6	(企)新舞子の風	富津市	個人	米受託生産、飲食店経営	4	300
7	千葉足場建設(協)	千葉市	建設業	共同購買、共同受注	5	100
8	酒八富再資源化事業(協)	酒々井町	再生資源卸売業	共同受注及び斡旋、共同購買	9	180
9	上総アクア建設(協)	君津市	建設業	共同購買、共同受注	5	150
10	房の国ちば介護事業(協)	船橋市	介護	共同購買、個別専門相談、共同宣伝、研究開発	5	100
11	東総土砂採取業(協)	銚子市	土砂採取業	受注斡旋、債務保証	4	200
12	(企)情熱市原ワンハート	市原市	個人・法人	特産品の開発・販売、農林産物の一次加工等	5	250
13	茂原建設(協)	茂原市	建設業	共同受注、共同購買	4	100
14	アライド(協)	船橋市	卸売業	共同販売、共同購買	4	100
15	認知症ケア事業(協)	船橋市	介護	共同購買、共同受注、共同宣伝、人材教育	5	100
16	成田市場水産物貿易(協)	成田市	水産物仲卸業	共同販売、共同購買	4	120
17	下総メンテナンス(協)	柏市	建設業	共同受注、共同購買、共同宣伝	4	500
18	COTCA FTIサービス(企)	千葉市	個人・法人	事務代行	5	250
19	千葉ビジネス開発(協)	君津市	異業種	共同労務管理、共同購買	4	100

平成
30年度

中小企業・小規模事業者関係の税制改正

平成30年度の中小企業・小規模事業者関係の主な税制改正は、以下のとおりです。

【1. 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充】

(事業承継税制①対象株式数上限等の撤廃)

- 現行制度では、先代経営者から贈与／相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の 2／3に達する部分までの株式等が対象（贈与／相続前から後継者が既に保有していた部分は対象外。）例えば、相続税の場合、猶予割合は80%で猶予されるのは $2／3 \times 80\% = \text{約}53\%$ のみ。
- 対象株式数の上限を撤廃（2／3→3／3）、猶予割合を100%に拡大することで、事業承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロにする。

(事業承継税制②雇用要件の実質的撤廃)

- 現行制度では、事業承継後 5年間平均で、雇用の8割を維持することが求められている。仮に雇用8割を維持出来なかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要がある。
- 制度利用を躊躇する要因となっている 雇用要件を実質的に撤廃することにより、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能に。（※雇用維持が出来なかった理由が経営悪化又は正当なものと認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要がある。）

(事業承継税制③対象者の拡充)

- 現行制度では、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象。
- 親族外を含む 複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。中小企業経営の実情に合わせた、多様な事業承継を支援。

(事業承継税制④経営環境変化に応じた減免)

- 現行制度では、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税を納税するため、過大な税負担が生じうる。
- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との 差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

(事業承継税制⑤相続時精算課税制度の適用範囲の拡大)

- 現行制度では、相続時精算課税制度は、原則として 直系卑属への贈与のみが対象。
- 事業承継税制の適用を受ける場合には、相続時精算課税制度の適用範囲を拡大することにより、猶予取消し時に過大な税負担が生じないようにする。

【2. 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設】

(適用期限：平成31年度末まで)

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資

源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。そのため、中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。

- 認定を受けた経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。

【3. 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設】

- 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

【4. 中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）

（適用期限：平成32年度末まで）

- 従来の制度から支援を深掘り（控除率10→15%）するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し、中小企業の賃上げを強力に支援。
- また、大企業並みに高い賃上げ（2.5%以上）に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施（控除率22%→25%）。

【5. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例】

- 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- 中小企業者における償却資産の管理や申告手続きなどの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期限を2年間延長する。

【6. 中小法人の交際費課税の特例】

（平成31年度末まで変更なく延長）

- 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額（800万円）までの損金算入が認められている。
- 交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年間延長する。

※詳しくは中小企業庁ホームページ等をご確認下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171225zeiritu.pdf>